

仕 様 書

1 業務名称

令和6年度自己搬入ごみ等調査業務

2 履行期間

契約締結日より令和7年3月7日（金）までとする

3 実施場所及び日数

(1) 自己搬入ごみ調査

場 所 (所在地)	調査日数（日）	実施予定時期	
		前期	後期
①発寒清掃工場 (西区発寒 15 条 14 丁目)	4 (前期、後期各 2 回)	9 月～11 月	11 月～2 月
②発寒破碎工場 (西区発寒 15 条 14 丁目)			
③篠路破碎工場 (北区篠路町福移 153 番地)			
④駒岡清掃工場 (南区真駒内 602 番地)			
⑤駒岡破碎工場 (南区真駒内 602 番地)			
⑥白石清掃工場 (白石区東米里 2170 番地)			
⑦山口埋立処理場 (手稲区手稲山口 364 番地他)			
⑧ごみ資源化工場 (北区篠路町福移 153 番地)			

(2) かさ比重測定調査

場 所	調査日数（日）	実施予定時期	
		前期	後期
①駒岡破碎工場 (南区真駒内 602 番地)	1 (前期 1 回)	9 月～11 月	
②山口埋立処理場 (手稲区手稲山口 364 番地他)			

なお、実施期間内に予定される受入停止日程は次のとおり

- ・白石清掃工場：令和6年9月1日～令和6年9月29日
- ・篠路破碎工場：令和6年9月1日～令和6年9月26日

4 業務内容

(1) 自己搬入ごみ調査

ア 自己搬入とは、主に廃棄物を排出する事業者や一般家庭の方が自分自身で廃棄物を搬入することや、産業廃棄物収集運搬業者等が廃棄物を搬入することと定義し、搬入される市の計画収集車両と事業系一般廃棄物の許可収集車両（伐採物・抜根を除く。）以外全てを調査対象とする。

イ 3(1)自己搬入ごみ調査に掲げる実施予定時期内で各施設において、自己搬入される搬入物の組成調査等を行うこと。

ウ 組成調査は、排出元、搬入者、搬入物及び搬入車種を対象とし、別添調査票により各項目を目視及び聞き取りにて調査を行うこと。

エ 排出元、搬入者等の聞き取り調査については、できるだけ詳しく業種、発生原因等を聞き取り、「その他」欄に具体的に記入すること。

（例： 倉庫、道路、河川、家具店、印刷製本、食品製造、自社、自宅 等）

オ 搬入物の重量は、調査日以降、事業廃棄物課よりデータを収受することとする。

カ 搬入物が車両から降される様子及び降された状態を目視で確認し、搬入物の各品目の割合を調査票に記入する。割合は搬入物全体の容量を10、最小単位は0.5とし、出来るだけ細かく振分けること。

なお、該当しない品目の場合は、各「その他」欄に割合及び具体的な品目名を記入すること。

キ 搬入物が袋、容器等に入った状態で、そのままでは搬入物及び割合を特定することが困難な場合には、破袋、聞き取り等により詳しく調査すること。

(2) かさ比重測定調査

ア かさ比重とは、搬入物の1 m³当たりの質量をいう。

イ 3(2)かさ比重測定調査に掲げる実施予定時期内で各施設において、自己搬入される搬入物のかさ比重測定調査を行うこと。

ウ 自己搬入による搬入物について、調査票に掲げる品目毎に、容積及び重量を計測し、かさ比重を求めること。

エ 測定回数は、調査票の搬入物の品目毎に、5回以上を目標とし、できるだけ多く測定すること。

(3) 写真撮影

ア 3(1)自己搬入ごみ調査においては、各施設で調査を実施する際、いずれかの1日で全調査車両について、ダンピングボックス内又は降ろした状態でごみの写真撮影を行うこと。

イ 3(2)かさ比重測定調査においては、測定を行った搬入物について、測定の様子が判るように、写真撮影を行うこと。

※ ダンピングボックスとは、ごみの投入場所で落下物防止及び不適正物の確認をするため設置されているもの

(4) 調査日

3(1)自己搬入ごみ調査に掲げる各施設のうち、隣接する施設については原則として同日に調査を行うこと。

(5) 調査時間

埋立処理場、各清掃工場及び破碎工場は午前9時から午後4時まで、ごみ資源化工場は午前8時から午後5時までとする。

(6) 成果品の作成

調査結果を以下4点についてまとめ、調査結果報告書を作成すること。

なお、以下ア及びイの中で、品目が「その他」と記載され、その割合が全体に対して相当の割合を占める場合等には、「その他」の構成要素から同種のものを集計区分として考慮するなど、本市担当者と協議し行うこと。

ア 自己搬入ごみ調査結果

4(1)自己搬入ごみ調査による結果について、次の項目を調査場所別及び一般・産業廃棄物別に整理し、表及びグラフを用いてまとめること。

なお、搬入ごみ量については、4(2)かさ比重測定調査の結果、4(1)搬入物の各品目の容量比の結果、4(1)搬入物の重量を基にすること。

(ア) 調査場所別（調査日別）の搬入車両台数及び搬入ごみ量

(イ) 排出元別の搬入車両台数及び搬入ごみ量

(ウ) 搬入者別の搬入車両台数及び搬入ごみ量

(エ) 搬入車種別の搬入車両台数及び搬入ごみ量

(オ) 搬入物別の搬入ごみ量

イ かさ比重調査結果

4(2)かさ比重測定調査による結果について、品目別に整理し、まとめること。

ウ 写真

4(3)写真撮影により撮影した写真を、調査場所別及び時間順に整理し、まとめること。

エ 調査票

別添調査票に調査結果をまとめること。

(7) 成果品の提出

4 (6)成果品の作成により作成した調査結果報告書を、文書及び電子データ（CD-R）にて各1部提出すること。

5 施設別の搬入調査台数見込み（令和5年度の同調査における搬入車両台数）

- | | | |
|-------------|-----|---------|
| (1) 発寒清掃工場 | ——— | 51 台／日 |
| (2) 発寒破碎工場 | ——— | 189 台／日 |
| (3) 篠路破碎工場 | ——— | 81 台／日 |
| (4) 駒岡清掃工場 | ——— | 21 台／日 |
| (5) 駒岡破碎工場 | ——— | 123 台／日 |
| (6) 白石清掃工場 | ——— | 47 台／日 |
| (7) 山口埋立処理場 | ——— | 26 台／日 |
| (8) ごみ資源化工場 | ——— | 54 台／日 |

6 その他

- (1) 協議打合せは、本市からの依頼があった場合又は受託者からの要請があった場合に、その都度行うこと。
- (2) 現地調査にあたっては、各施設に監督員を常駐させ、常に作業員を監督し、的確に指示を出すこと。
- (3) 搬入者には、丁寧な言動で接し、本調査業務を行っている趣旨を伝え協力を要請すること。
- (4) 現地施設の本市職員から指示があった場合は従うこと。
- (5) ごみ搬入、搬入指導及び場内作業の支障にならないよう注意するとともに、安全には万全を期すこと。
- (6) 本仕様書に明記されていないことについては、本市担当者と協議すること。

7 業務担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所13階北側）
産業廃棄物係 松本 暁 TEL 211-2927 FAX 218-5105

調 査 票

施設名：

令和 年 月 日

[illegible]